

名家連ニュース

令和5年4月6日(木)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.921号

令和5年3月10日、厚生労働省において障害保健福祉関係主管課長会議が開催され、資料が公開されました。その中から、精神分野に関する資料を要約・抜粋してお知らせします。詳しくは、下記のURLをご参照ください。(CTRLキーを押しながらクリック)

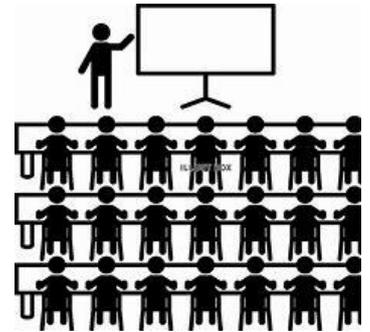
[障害保健福祉関係会議資料について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

❖ 障害保健福祉関係主管課長会議資料 ① ❖

精神保健福祉法を含む障害者総合支援法等の一部改正について

「障害者総合支援法の一部を改正する法律」については、令和4年12月10日に国会で可決・成立し、同年12月16日に公布された。

精神障害者の方についても、医療機関に入院している方の人権擁護、病院から地域生活への移行の促進、地域での相談支援体制の充実、グループホームから居宅生活に向けた支援、就労に向けた支援等、ご本人の思いを尊重し、支援をより届けやすくするための制度の充実を図るものである。



改正精神保健福祉法の施行スケジュールについて

改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律については、主に令和5年4月と令和6年4月に分けて施行される。

令和5年4月には

- ・ 家族が虐待等の加害者である場合の医療保護入院時の対応
- ・ 医療保護入院等の患者への入院時の告知に関する見直し
- ・ 精神保健指定医の新規申請のための指定医研修会の受講の有効期間に関する改正が施行される。

また、令和6年4月には

- ・ 医療保護入院制度の期間制限等の見直し
- ・ 入院者訪問支援事業の創設(法定事業化)
- ・ 虐待防止のための取組の推進と通報制度の整備
- ・ 市町村の相談支援体制の整備等に関する改正が施行される予定となっている。



医療保護入院の期間の法定化と更新の手続き

- 医療保護入院の入院期間は、最大6ヶ月以内で省令で定める期間(検討中)とする。

次ページに続きます※このシリーズのイラストは全て名家連事務局挿入です

●入院中の指定医による診察の結果、患者に同意能力がなく(任意入院ができない)、入院の必要があると判断した場合に限り以下の要件を満たすことで入院の期間を更新できる。

- ・ 対象患者への退院支援委員会の開催(入院継続に当たって必要な退院支援措置の検討)
- ・ 家族等に連絡した上で、同意を確認(同意又は不同意の意思表示がないことの確認)
- ・ 更新届の提出(定期病状報告は必要なくなります)



地域生活への移行を促進するための措置

- 退院後生活環境相談員について、措置入院者にも選任することを義務化。
- 地域援助事業者(※)の紹介(現行努力義務)を義務化するとともに、措置入院者にも適用。
- 医療保護入院者退院支援委員会について、入院後1年を経過する者に対しても開催する。(更新の際に必要となる。) ※ 医療保護入院者が退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービスについて退院前から相談し、医療保護入院者が地域生活に移行できるよう、特定相談支援事業等の事業者や、事業の利用に向けた相談援助を行う者(共同生活援助、訪問介護事業者等)。市町村は、精神障害者や医療機関から紹介の問い合わせがあれば、必要に応じてあつせん・調整等を行うこと。

入院者訪問支援事業



- 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣。
- 都道府県等が訪問支援員を選任、研修等を実施。
- ※ 法定事業に向けて令和5年度から予算事業を開始。

措置入院時の入院必要性に係る審査

- 従来の医療保護入院時の審査に加え、措置入院時にも精神医療審査会において入院必要性に係る審査が必要となる。

医療機関における虐待防止の措置の義務化

- 病院の管理者は、虐待防止のための研修を行ったり、相談体制の整備をしたりする必要があり、指定医はそれに協力しなければならない。

虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化

- 病院内で業務従事者による障害者虐待を発見した場合は、誰もが都道府県に通報しなければならない。
- 業務従事者は、この通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。
- 通報を受け、都道府県が必要と判断した場合、実地監査において、指定医は虐待を受けたと思われる患者の診察をすることがある。
- 都道府県知事は、必要があると認める場合、病院の管理者に対して、報告や診療録等の提出を命じ、立入検査を行うことができる。また、改善計画や必要な措置を命じることができる。
- 都道府県知事は、毎年度、業務従事者による障害者虐待の状況等について公表する。